

●雨量・土砂災害警戒情報  
和歌山 砂防課 [PC・モバイル端末](#) [携帯端末](#)

●わかやま土砂災害マップ  
和歌山土砂災害マップ [PC・モバイル端末](#)

●地上デジタル放送のデータ放送による情報NHKテレビ、テレビ和歌山

●土砂災害から身を守るために知っておきたいこと  
和歌山 土砂 守る [PC・モバイル端末](#)

## 6月は土砂災害防止月間

6月は「土砂災害防止月間」です。この期間は、大雨の多い時期となり、土砂災害が発生しやすくなります。そのため、大雨時は、「土石流」「地すべり」がけ崩れといった土砂災害の前触れに十分注意してください。また、土砂災害警戒情報が発表されている時には、特に早めの避難を心がけてください。

土砂災害に関する情報は、市町村役場や各振興局建設部にお問い合わせください。

※土砂災害警戒情報とは、大雨警戒発表中、さらに土砂災害の危険が高まった時に、県と和歌山地方気象台が発表する情報です。

問 県庁砂防課 ☎073-441-3171

- ### 土砂災害から身を守るための3つのポイント
- ① 台風が来る前に！  
地域の土砂災害危険箇所を普段から確認する。
  - ② 雨が降り始めたら！  
雨雲の動きと土砂災害警戒情報に注意する。
  - ③ 豪雨になる前に！  
大雨時や土砂災害警戒情報が発表されたときは、早めに近くの安全な場所に避難する。また、夜間に大雨が予想されるときは、暗くなる前に避難する。

### 土砂災害の前触れに注意！

#### 土石流

- 山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
- 川が濁ったり、流木が混ざっている
- 雨が降り続けているのに、川の水が減っている

#### 地すべり

- 地面にひび割れができる
- 地面が陥没したり、隆起したりする
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水が噴き出す
- 池や沼の水の量が急に変化する

#### がけ崩れ

- がけからの水が濁る
- がけに亀裂が入る
- 小石がパラパラ落ちてくる

### 洪水情報を提供しています

洪水情報を県や気象庁のWEBサイト、テレビ和歌山やNHK総合のデータ放送で提供しています。洪水に対し、早めの避難判断をお願いします。

#### 提供内容

- 有田川・日高川・古座川・熊野川などの洪水情報
- 県内河川の水位情報
- ダムでの放流量などの情報

和歌山県河川雨量情報 [気象庁](#)

問 県庁河川課 ☎073-441-3132

## 健康長寿 日本一をめざして

健康をめぐる現状の要因を考える

和歌山県では県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができる「健康長寿日本一わかやま」の実現をめざしています。しかし、本県の平均寿命は、伸びてきてはいますが、男性全国37位、女性全国45位となっています(平成22年)。

一方、長野県は、平均寿命が男女とも全国1位であり、本県とは、男性1・81歳、女性1・49歳の差があります。健康長寿県である長野県との差の要因を探り、対策をとれば目標に近づけることが可能と考えます。

また、健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)も伸びてきてはいますが、男性全国25位、女性全国30位となっています(平成22年)。

平均寿命と健康寿命の差(不健康期間)日常生活に制限がある期間(重要な指標で、本県では男性8年以上、女性12年以上あり、この差の短縮をめざす必要があります)。

そこで、この現状をもたらししている要因を長野県との比較などを通して、シリーズで述べていきます。

#### 健康寿命の推移

年	長野県(女性)	和歌山県(女性)	長野県(男性)	和歌山県(男性)
平成13年	72.5	71.5	70.5	68.5
平成16年	73.0	72.0	71.0	69.0
平成19年	73.5	72.5	71.5	70.0
平成22年	74.00	73.41	71.17	70.41

#### 平均寿命の推移

年	長野県(女性)	和歌山県(女性)	長野県(男性)	和歌山県(男性)
昭和45年	75.0	74.0	73.0	71.0
昭和55年	78.0	77.0	76.0	74.0
平成2年	81.0	80.0	79.0	77.0
平成12年	83.0	82.0	81.0	79.0
平成22年	87.18	85.69	80.88	79.07

野尻孝子 県福祉保健部健康局長

## 働きながらお母さんになるあなたへ

「マタニティハラシメント(マタハラ)」をご存知ですか？

問 県庁労働政策課 ☎073-441-2790

マタハラは、働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに、事業主から解雇・雇止めなどの不利益な取扱いを受けたり、上司・同僚から嫌がらせを受けることです。

女性労働者には、働きながら子供を産み育てるための制度を利用する権利があります。事業主が妊娠・出産・育児を理由に不利益を課したり、育児休業取得などを妨げることは法律で禁止されており、また、事業主には上司・同僚によるマタハラを防止する義務があります。このことは、男性労働者の家事・育児参加に対しても同様です。

しかし現実には、職場の理解不足からマタハラを受け、仕事を続けられなくなるケースが少なくありません。

マタハラに関する悩みごとがあるときは、まずは職場や公的機関の相談窓口にご相談してみることをお勧めします。下記ページで県内の主な労働相談窓口をご案内していますので、お気軽にお問い合わせください。

和歌山県 労働相談窓口